

厚生労働省定員規則の一部を改正する省令  
 制定：令和 2年 5月13日厚生労働省令第99号

**厚生労働省定員規則の一部を改正する省令**

令和 2年 5月13日厚生労働省令第99号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、厚生労働省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月十三日 厚生労働大臣 加藤 勝信

**厚生労働省定員規則の一部を改正する省令**

厚生労働省定員規則（平成十三年厚生労働省令第3号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

**（定員の期間別の特例）**

2 この省令による改正後の厚生労働省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同条に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区 分	期 間	定 員	備 考
本 省	令和三年一月三十一日 までの間	三一、七六二人	うち、一人は、特別職 の職員の定員とする。

**附 則**

この省令は、公布の日から施行する。

\*\*\*\*\*